様式第4号(第14条関係)

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| №水道メーター検針員証下記の者は、相馬地方広域水道企業団の水道メーター検針業務受託者であることを証明する。氏名　年　　月　　日交付相馬地方広域水道企業団企業長　　　　　　　　印 |  |  |
| 写真 |
|  |

(裏)

|  |
| --- |
| この証明書は、受託者が検針事務を行うときは常に携行し、関係人の請求があったときは提示しなければならない。注意事項1　本証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。2　本証を紛失又は損傷したときは、直ちに企業団に届け出なければならない。3　契約が満了し、終了し、又は解除されたときは、直ちに企業団に返納しなければならない。4　本証は、交付の日から　　年　　月　　日まで有効とする。 |